

令和5年度設備整備事業 Q&A

令和5年9月6日時点

	質問	回答
1	令和5年5月8日以降に新たに外来対応医療機関の指定を受けることとなったが、外来対応医療機関設備整備事業の事業期間はどのようになりますか	事業期間は指定を受けた日から令和5年9月30日までとなりますが、期間中、外来対応医療機関の指定を継続する必要があります。
2	新型コロナ患者の診療実績について、コロナ疑い患者であり、検査した結果コロナ陰性であった患者を診療した場合は実績とはなりませんか。	疑い患者を検査した結果、コロナ陰性であった患者への対応も診療実績となります。
3	個人防護具はどのようなものが対象となりますか	マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドが対象となります。別添(個人防護具に関する規格参考例)をご参照ください。 なお、新型コロナ患者の治療等に従事する医師や看護師の使用数量のみが対象となります。備蓄は対象外のため、補助対象期間の終了間際に大量の納品があった場合には、備蓄とみなし補助対象として認められないことがあります。
4	リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となりますか。	対象経費欄に「使用料及び賃借料」が含まれる事業は、リースの場合も補助対象となります。設備を設置するに当たっての工事費については、建物の恒久的な資産価値を増加させないものは、対象経費の「備品購入費」や「使用料及び賃借料」に含まれるものとして、補助対象となります。整備した設備について、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
5	簡易病室としてプレハブを設置する場合、病室機能として必要なエアコンや医療機器等も補助対象となりますか。	新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供するために必要であって、簡易病室と一体的に整備するものについては、付帯する備品として補助対象となります。 簡易診療室の設置にあたり、建物や部屋の拡張工事など、建物の構造に係る工事を伴うなど建物の恒久的な資産価値を増加させるようなものは対象外となります。

6	<p>移動式の検査車両は簡易病室に含まれるのでしょうか。</p>	<p>簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室を言うので、この趣旨に合致すれば検査車両も簡易病室に含まれます。 緊急的・一時的に整備が必要となることが想定されますので、設備の購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。</p>
7	<p>リースで整備した簡易診察室などについて、原状回復費用は補助の対象となりますか。</p>	<p>原状回復費用も補助対象となりますが、令和5年9月30日までの経費が対象となるため、9月末までに原状回復を完了する必要があります。</p>
8	<p>付帯する設備のみを補助対象とすることはできますか。</p>	<p>本体購入を伴わない、付帯設備のみの購入は対象となりません。</p>
9	<p>「HEPAフィルター付きパーテーション」について、HEPAフィルター以外のフィルターでも補助対象となりますか。</p>	<p>HEPAフィルターと同等以上の性能であれば補助対象としますが、同等以上の性能であることが分かる資料をご提出いただきます。</p>
10	<p>HEPAフィルター付きパーテーションのHEPAフィルター等、交換消耗品は補助対象となりますか。</p>	<p>消耗品は補助対象外となります。</p>